

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

| | |
|---|--|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成30年8月12日 22時00分ごろ |
| 発生場所 | 京都府伊根町 ^{わし} 鷺崎南東方沖 丹後鷺崎灯台から真方位126° 2.7海里（M）付近 （概位 北緯35° 38.2′ 東経135° 20.8′） |
| 事故の概要 | 遊漁船 ^{ひらい} 平井丸は、南進中、また、遊漁船 ^{ほくと} 北斗Ⅱは、西進中、両船が衝突した。 北斗Ⅱは、釣り客1人が負傷し、右舷船首部にハンドレールの折損等を生じ、平井丸は、左舷船首部外板に亀裂等を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 平成30年8月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A 遊漁船 平井丸、7.9トン KT2-952（漁船登録番号）、個人所有 11.98m（Lr）×3.54m×0.98m、FRP ディーゼル機関、356.70kW、平成元年5月30日 第251-13393号（船舶検査済票の番号） B 遊漁船 北斗Ⅱ、4.2トン 293-27377京都、個人所有 9.41m（Lr）×2.66m×0.81m、FRP ディーゼル機関、169.20kW、平成5年7月 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年5月15日 免許証交付日 平成28年7月14日 （平成32年5月14日まで有効） B 船長B 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成28年10月31日 免許証交付日 平成29年1月23日 （平成34年1月22日まで有効） |
| 死傷者等 | A なし |

| | |
|-------|---|
| | B 軽傷 1人（釣り客） |
| 損傷 | A 左舷船首部外板に亀裂及び擦過傷 B 右舷船首部のハンドレールに折損、外板及び舷縁に破損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時 |
| 事故の経過 | <p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客7人を乗せて釣りを終え、平成30年8月12日21時30分ごろ、京都府舞鶴市舞鶴漁港に向けて鷺埼東北東方沖3M付近の釣り場を出発した。</p> <p>A船は、船長Aが、操舵室両舷の窓及び出入口の扉を開けた状態で、同室中央に立って手動操舵で操船に当たり、マスト灯、両舷灯、船尾灯及び後部甲板の作業灯2個を点灯し、約16ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で船首目標を博奕岬灯台^{ぼくち}に定め、目視で前方を見ながら南進した。</p> <p>船長Aは、22時00分ごろ鷺埼南東方沖において突然衝撃を感じ、B船と衝突したことを知った。</p> <p>A船は、反転してB船に接舷し、負傷したB船の釣り客（以下「釣り客B」という。）をA船に乗せ、舞鶴漁港に向かう途中、携帯電話の電波が届くようになったので、船長Aが海上保安庁へ本事故の発生を通報し、釣り客の1人が救急車を要請した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客Bほか釣り客5人を乗せ、集魚灯を点灯している多数の錨泊船がいる中、鷺埼南東方沖3M付近の釣り場で錨泊していか釣りを行っていたところ、釣果が良くなかったので釣り場を移動することとし、釣り客にその旨を伝え、白色全周灯及び両舷灯を点灯し、21時55分ごろ、錨泊した地点の西方1.5Mの釣り場に向けて移動を開始した。</p> <p>B船は、前部甲板の高さが舷縁と同じ高さになるようプラスチック製の板が張られて嵩上げされており、同甲板の右舷側に置いたクーラーボックスに釣り客Bが右舷方を向いて腰を掛けていた。</p> <p>B船は、船長Bが、キャビン内の操縦席両舷の窓及び後方の出入口の扉を開けた状態で、同室右舷側の操縦席に腰を掛け、手動操舵で操船に当たり、約8knの速力で西進した。</p> <p>B船は、いずれも集魚灯で海面を照らして錨泊している右舷船首方の遊漁船（以下「C船」という。）と左舷船首方の遊漁船（以下「D船」という。）との間（約0.4M）を通過することとした。</p> <p>船長Bは、前方を見ながら操船していたところ、C船及びD船に接近し、小型船舶のエンジン音が聞こえ、操縦席に腰を掛けた状態で船首方及び左右両舷方を目視で確認したものの、接近する他船を認めなかった。</p> <p>船長Bは、接近する他船の有無をレーダーで確認しようとしたところ、後部甲板にいた釣り客の叫び声を聞き、右舷方を見たところ、至</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>近にA船の左舷船首部を認め、舵輪を半周ほど左に回して主機を全速後進としたものの、A船の左舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>釣り客Bは、B船の右舷船首部のハンドレールが内側に折損して両足を挟まれ、背中側に転倒した。</p> <p>船長Bは、釣り客Bが負傷していることを認め、A船に移乗させたのち、海上保安庁に本事故の発生を通報し、B船が航行可能であることを確かめ、係留場所に向かった。</p> <p>釣り客Bは、救急車で病院に搬送され、頭部外傷、右足大腿部挫傷、右肘挫創及び右上腕部挫傷と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 船長Aの操船姿勢(再現)、写真3 B船、写真4 B船の損傷状況、写真5 船長Bの操船姿勢(再現)、写真6 B船のGPSプロッター画面参照)</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>船長Aは、ふだん、夜間に見張りを行う際、目視で他船の灯火を認めた後にレーダーで当該他船との距離を確認しており、本事故当時、帰航開始後からB船に衝突するまでの間、0.75Mレンジとしたレーダーを作動させていたものの、付近に他船の灯火を見掛けなかったため、レーダー画面を見なかった。</p> <p>船長Aは、B船の灯火を認めなかった。</p> <p>船長Aは、両眼の矯正視力が1.0であり、本事故当時、眼鏡をかけていた。</p> <p>船長Bは、本事故当時、0.5Mレンジとしたレーダーを作動させ、C船及びD船が映っていることを確認していたが、A船に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、衝突前に小型船舶のエンジン音を聞いた時点で停船し、周囲の状況を確認しておけばよかったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、灯火に故障及び不具合はなかった。</p> <p>C船の船長は、本事故当時、B船の法定灯火が点灯しているのを認めた。</p> <p>船長Bは、海面が穏やかで船体動揺がなく、短時間の釣り場移動であったので、釣り客Bに対してキャビン内または後部甲板に移動するよう声をかけなかった。</p> <p>C船及びD船は、集魚灯を点灯し、錨泊して遊漁を行っていた。</p> <p>C船の船長は、衝突の少し前、A船がC船の近くを通過し、南方に向けて航行しているのを認めた。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> | <p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>判明した事項の解析</p> | <p>A船は、鷲崎南東方沖を南進中、集魚灯を点灯している複数の錨泊船の近くを航行する際、船長Aが、周囲に航行している船舶はいないと思い、船首目標としていた博奕岬灯台に向けて航行することに意識を向け、レーダーを活用するなど、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、左舷方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、鷲崎南東方沖を西進中、集魚灯を点灯している複数の錨泊船の近くを航行する際、船長Bが、次の釣り場に向けて航行することに意識を向け、レーダーを活用するなど、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船の法定灯火は、本事故当時、正常に点灯していたものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、夜間、鷲崎南東方沖において、集魚灯を点灯している複数の錨泊船の近くを航行する際、A船が南進中、B船が西進中、船長Aが、船首目標としていた博奕岬灯台に向けて航行することに意識を向け、周囲の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、次の釣り場に向けて航行することに意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>再発防止策</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間、集魚灯などの明るい灯火を点灯している船舶の近くを航行する際、航行している他船の航海灯を見落とす場合があるので、レーダーを活用するなどして常時適切な見張りを行うこと。 ・ 航行中、周囲の状況に不安を感じた際は、速やかに減速し、必要に応じて停船すること。 |

付図1 事故発生経過概略図

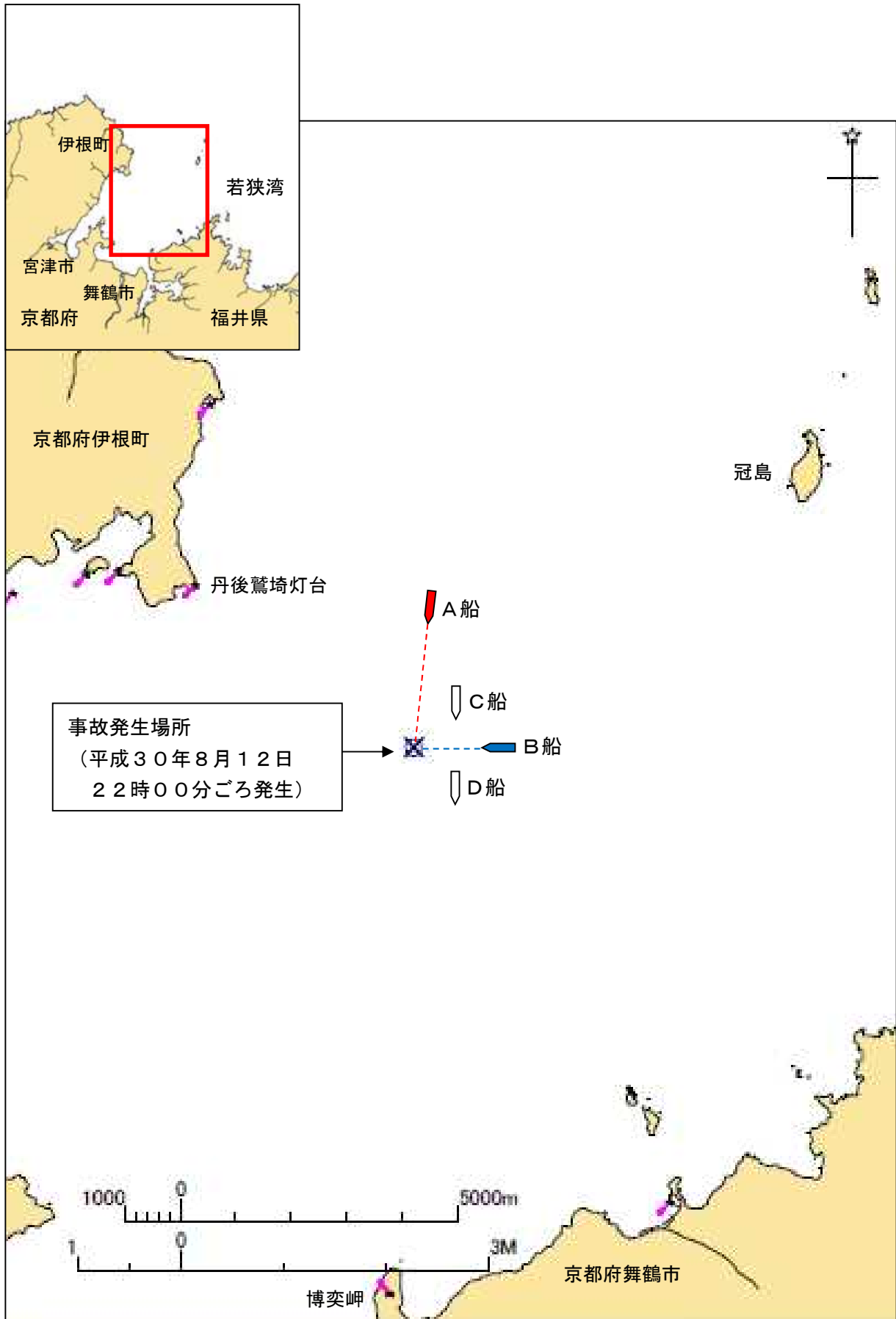


写真1 A船



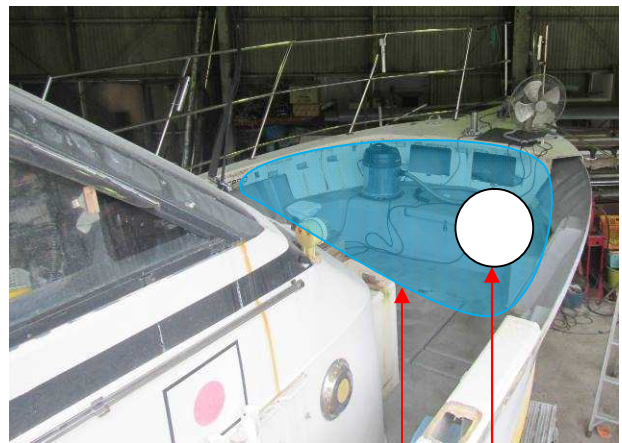
写真2 船長Aの操船姿勢（再現）



写真3 B船



写真4 B船の損傷状況



嵩上げされていた部分

釣り客Bが座っていた場所

写真5 船長Bの操船姿勢（再現）

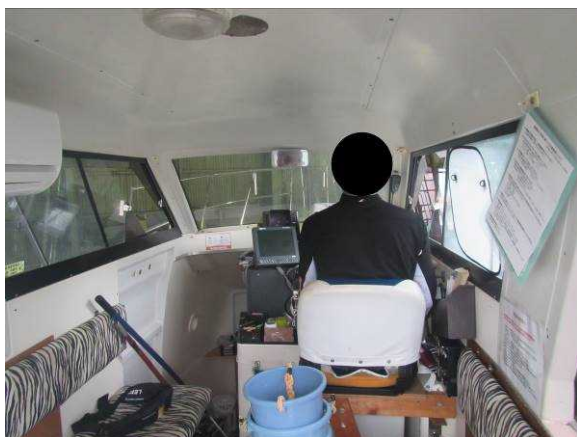
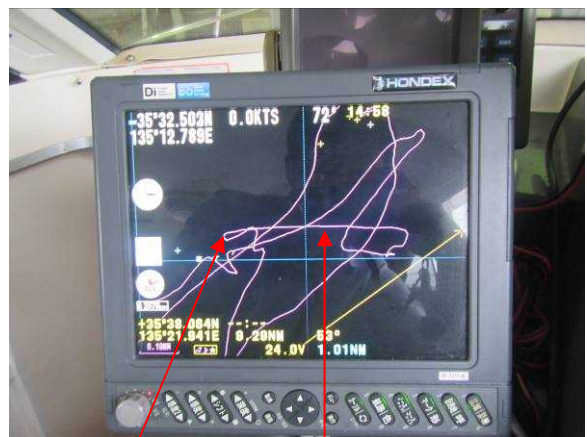


写真6 B船のGPSプロッター画面



発生場所

事故直前の航跡